

[参考資料]

未発表・既発表に関する基礎的考え方

—「コンクリート工学論文集」一内規の抜粋

投稿する論文・報告は原則として未発表のものに限ることが「投稿規程」に定められているが、未発表・既発表に関しては次のような考え方に基づいて行なうものとする。

記

- (1) 学術論文として刊行・公表することを主目的とし、審査機関の審査を経た論文・報告は、本協会、他学協会の刊行のいかんにかかわらず、既発表扱いとする。
- (2) 講演会、研究発表会、コロキウム、シンポジウム、国際会議等で、論文集編集のための独自の組織により、査読を経て登載された論文・報告は、本協会または他学協会の主催にかかわらず、既発表扱いとする。ただし、これらの論文集に登載された内容を含む論文・報告でも、新たな知見や視点が加わって再構成された論文・報告、および、既に発表されている個々の内容を総合することによりレベルアップされた論文・報告は、投稿を受け付ける。
- (3) (2)の講演会などで講演を主とし、その梗概または資料として発表されたものは未発表扱いとする。
- (4) 各研究機関が刊行する紀要、年報、所報などに発表されている論文・報告は、部内発表と考え、広く周知する必要性から、審査の有無にかかわらず未発表扱いとする。
- (5) 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書は、未発表扱いとする。
- (6) 個々の論文・報告が未発表論文に該当するか否かの判定は、委員会で行う。この判定を容易にし、また正確を期すため、投稿にあたっては、既発表の内容がどの刊行物に発表されているかを論文・報告中に明記することを、著者に義務付ける。なお、発表言語が異なっても、内容が重複する場合は同一の論文・報告とみなす。

以上